

令和4年第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年8月30日(火)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回令和4年第1回臨時教育委員会会議録の承認について
- (1) 議決事項
 - 議案第3号 評価員の選任について
 - 議案第4号 令和3年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について
- (2) 報告案件
 - 報告第3号 給食会理事会役員および各委員会委員について
- (3) その他報告事項
 - ・教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
 - ・学校給食費の滞納対策について
- 4 出席者

教育長	濱崎 徹
委員	桑野 聡史
委員	足立 義幸
委員	新子 寿一
委員	山崎 裕行
- 5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長代理
柏原市教育委員会事務局 学務課長
- 6 事務局出席者 給食課長兼庶務係長
給食課長代理
給食課給食係長
給食課給食係主事

午後1時50分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長兼庶務係長

皆様、こんにちは。

只今から令和4年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は非常にお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

当給食センターでは、昨年度に引き続き、給食調理業務のない学校の夏休み期間を利用して、建物の耐震補強工事を実施しており、調理場の内部工事は、先週ようやく終了し、9月5日からの2学期給食開始にむけて、集中清掃を実施するなど、衛生管理の徹底を図っている最中ですが、安心安全な給食の提供に万全を期し、臨んでまいります。なお、外部工事は10月中旬まで続く予定となっております。

それでは、令和4年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。

なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和4年第2回定例教育委員会会議次第、前回の令和4年第1回臨時教育委員会会議録の写し、資料1、評価員の選任にかかる資料としまして「経歴書」、資料2「会計決算書第51期」、資料3「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料4「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」、資料5-①「給食費滞納・納入年度別一覧表」、資料5-②「令和4年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等(案)」でございます。全て揃っておりますでしょうか。それでは、濱崎教育長よろしく願いいたします。

○教育長

皆様、こんにちは。

本日は会議の前に一点報告がございます。これまで本教育委員会の委員としてご尽力いただいております足立敦子委員が、令和4年6月15日付で本教育委員会教育委員を辞職されました。その後任として本日、足立義幸委員がご出席くださっております。足立義幸委員は去る5月27日に開催されました令和4年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回臨時会において、本教育委員会教育委員任命の同意を受け、管理者より任命されました。ここで足立義幸委員に就任のご挨拶を賜りたいと思います。足立委員よろしく申し上げます。

○委員

こんにちは。

教育委員の足立義幸と申します。しっかり務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長

よろしくお願いいたします。足立委員とは初めての会議となりますので、我々も自己紹介をさせていただきます。

《出席者が順番に自己紹介》

○教育長

ありがとうございました。それでは、ただいまより案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。

それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「新子委員」よろしくお願いいたします。

○委員

「はい」の発言

○教育長

続きまして、前回「令和4年第1回臨時教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第3号「評価員の選任について」資料1でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、議案第3号「評価員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

これらのことから、令和3年度の事務事業につきまして、令和4年度の評価員の選任をお願いするものでございます。資料1としまして、経歴書を付けさせていただいております。

眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、平成31年4月からは武庫川女子大学短期大学部食生活学科非常勤講師として勤務されておられます。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木

先生に評価員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであり、継続した取組が必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○教育長

今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価員を選出する必要がございます。眞木先生は、園田学園女子大学、武庫川女子大学等で実績を積まれておられ、昨年度もご指導をいただいた先生でございます。いかがでしょうか。

令和4年度も評価員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、議案第4号「令和3年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食係長

それでは、議案第4号「令和3年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料2「会計決算書第51期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和3年度の会計決算につきましては、令和4年6月9日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億7,647万6,613円でございます。内訳の「給食費収入」は、8月分を除く11カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けておりますので、お開きください。納付額の多い順に記載しておりますが、一番上の柏原市からの納付は、柏原市が実施した1月分から3月分の給食費の無償化に伴う学校給食費の補助分となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、「給食事業外収入」ですが、2万9,774円でございます。以上の「給食事業収入」と「給食事業外収入」の合計4億7,650万6,387円が、令和3年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、4億7,581万3,437円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページにお戻りください。次の「給食事業外費用」ですが、20万3,580円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。もう一度、1ページにお戻りください。以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、「当期末処理剰余金」は48万9,370円となるものでございます。新型コロナウイルス感染症第6波の影響等により、学級閉鎖が頻発するなど、なかなか先の見通しが立たないなか、必要な量や栄養価を考慮しながら、献立を微調整し、およそ4億7千万円の事業費からしますと、何とか誤差の範囲で抑えることができたと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、3,438万3,166円でございます。7ページに「現金預金明細書」を付けております。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。「未収金」ですが、117万3,068円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっております。まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」ですが、380万2,811円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で3,935万9,045円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として3,383万9,294円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。もう一度、2ページにお戻りください。この未払金は、3月

分の給食物資代金で3月分の支払いにつきましては、翌月払いとなっております関係で未払金が発生しておりますが、既に支払いを完了しておりますことをご報告させていただきます。 次の「前期繰越剰余金」ですが、503万381円となっております。先程、説明いたしました「当期末処理剰余金」が、48万9,370円となり、これらを合計しまして、「負債の部」の合計が3,935万9,045円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、503万381円、「2. 当期末処理剰余金」が、48万9,370円、これらを足しました、551万9,751円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。なお、この決算書では、令和4年度への繰越剰余金が551万9,751円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和3年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が約117万円と給食会へ移管されている給食費の滞納額が約380万円となっており、併せて、約497万円が未収であることから、給食会残高がおよそ50万円程度となっている状況でございます。また、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、7月14日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただきました。以上でございます。

○教育長

只今、事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

これで議案は終わりましたので「(2) 報告案件」にまいります。報告第3号「給食会理事会役員及び各

委員会委員について」資料3の説明を事務局よろしくお願いします。

○給食係長

それでは、お手元の資料3「令和4年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。以上でございます。

○教育長

この件について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

以上で、報告案件は終わりましたので、「(3) その他報告事項」に進ませていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」ご意見を賜りたいと思います。資料4をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回、11月29日に開催予定の令和4年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料4の3ページをご覧ください。(2)「令和3年度施策一覧」として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは、資料4「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について」説明をさせていただきます。

令和3年度を対象年度とします「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが、内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。なお、当会議でのご意見を報告書（案）に反映させていただき、先ほど議案第3号にて、ご承認をいただきました眞木評価員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1ページは点検・評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活動状況」としまして、「教育長及び教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページには、「2. 点検・評価の方法」として、(1)「対象施策の考え方」、(2)「令和3年度施策一覧」、この施策につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3)「実施方法」、この項目の3行目に施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しており、達成状況を3段階で示しております。(4)には「学識経験者の知見の活用」について記載しております。学識経験者として先ほどご承認いただきました眞木優子先生に評価員をお願いするものでございます。(2)「令和3年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検・評価シートを5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。「3. 令和3年度の施策の点検・評価」、節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1「機械機器の整備」ですが、令和3年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の整備を実施いたしました。点検及び評価としまして、経年劣化によるひび割れが多発していたPEN食器を更新したことで、子ども達に安心安全な給食を提供することができております。また、経年劣化が著しく進行していた包丁まな板消毒保管庫を買い替えることで、確実な消毒保管を行うことができております。なお、これらの更新等につきましては、学校の長期休業期間

に実施したため、給食は支障なく提供できております。しかしながら、まだ耐用年数を超える厨房機器も存在しますので、状況を的確に把握し、計画的に買い替えをする必要があると考えております。

続きまして6ページ、施策名2「施設設備の整備」でございますが、令和3年度実績としまして、第2センター西側・南側・受水槽室外壁塗装や給食センター調理場等照明器具取替補修などを実施しました。点検及び評価としまして、これらのことにより、調理場への雨水の侵入を防ぐことができ、衛生的な調理環境を確保することができました。また、飛散防止対策済みのLED照明器具に取り替えたことで、大阪府による改善指導について是正を行うとともに環境負荷低減の取組を進めることができました。今後におきましても、施設が老朽化しているため計画的に修繕していくことが必要であると考えております。

次に、7ページの主要施策2)「学校給食の危機管理」、施策名1「緊急事態発生時の対策」でございますが、令和3年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました「学校給食の危機管理」というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和3年度の保健所の衛生監視においてもHACCPの考え方を採り入れた衛生管理が適切にできているという監視結果を得ております。また、毎月2回実施の検便検査や年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、全ての職員が陰性であったことから、日々の食生活からしっかり管理することができており、食品を取り扱う者として、責任を十分自覚している成果であると考えております。その他、衛生管理の意識の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和3年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、令和3年度実績としまして、「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価としまして、給食センターで混入した異物と考えられるものにつきましても、年々着実に減少している点で成果が現れていると考えております。なお、髪の毛などの混入異物が加熱されているかどうかを確認するため、給食センターにおいてカタラーゼ試験を採り入れ、より細かな原因特定が行えるようにいたしました。令和4年度も「異物混入ゼロ」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまい

ります。

次に、9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」でござ
いますが、令和3年度実績としまして、コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、分散開催など工夫
を凝らしながらも毎月末に1回、全員研修を絶やすことなく実施し、注意事項等の啓発を行いました。今後
も基本的な研修を繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。節名称(1)「安
心安全で衛生的な学校給食」については、以上でございます。

○教育長

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、5ページから9ページまで説
明がありました。1ページずつご確認いただいて、お気づきの点やご意見をいただきたいと思いますが、よ
ろしいでしょうか。5ページからお気づきになられた点等を自由に発言いただければと思います。

○教育長

5ページの点検・評価の包丁まな板消毒保管庫買替のところ、昨年度は購入から27年が経過となっ
ており、今年度は32年が経過となっているが、どういうことか。

○給食課長兼庶務係長

包丁まな板消毒保管庫は各センターに3台ずつ、計6台を設置しております。内訳としましては、釜作
業用の包丁まな板消毒保管庫、和え物作業用の包丁まな板消毒保管庫、野菜の下処理作業用の包丁まな板消毒
保管庫となっており、作業工程ごとに区分し設置しております。昨年度、令和2年度につきましては、購入
から27年が経過し、より状態の悪かった和え物作業用を買替し、令和3年度につきましては、購入から3
2年が経過した野菜の下処理作業用の包丁まな板消毒保管庫を買替しております。

なお、翌年度の点検・評価にでてまいります。令和4年度につきましても、5台目、6台目となる釜作
業用の包丁まな板消毒保管庫を3ヶ年計画で買替させていただき、衛生的な消毒保管を徹底しております。

○教育長

来年度で、この項目はなくなるということか。

○給食課長兼庶務係長

はい。来年度、もう1回点検・評価するのが最後となります。

○教育長

他ございませんか。昨年度の眞木先生の意見の中に、早め早めの取替を実施してくださいとあるが、その辺りの反映はどこかにあるのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。この老朽化した施設を今後も使い続けるにあたり、給食がストップしないように早め早めの取替に努めていただきたいとのご意見を頂戴いたしました。給食組合教育委員会では、安心・安全な給食づくりのため、優先度の高い事業を見極め、積極的に買替等の予算を要望のうえ、早め早めの取替を進めておるところでございます。

○教育長

6ページの点検・評価の外壁面塗装補修について、雨水の侵入となっているが。

○給食課長兼庶務係長

外壁面の爆裂箇所やひび割れしている箇所から風雨の強い時には、雨水が調理場に漏れており、衛生管理上の課題となっておりました。当初は令和2年度に塗装する計画となっておりましたが、コロナウイルス感染症による学校臨時休業措置の影響により夏休みが短縮され、給食を提供することとなったため、工期を確保することができないことから実施を見送りました。これらのことから、再度、令和3年度の予算に同予算を計上のうえ、計画通り完了しております。

○教育長

6ページの成果指標が令和2年度の「B」から令和3年度は「A」となっているが、具体的にはどういう判断か。

○給食課長兼庶務係長

令和2年度については、コロナウイルス感染症という不可抗力の影響があったとはいえ、予算を計画通りに執行することができませんでしたので「B」としておりますが、令和3年度については、計画通りに進めることができましたので「A」とさせていただきます。

○教育長

よろしいでしょうか。次7ページの緊急事態発生時の対策で、何かお気づきになった点等ございますでしょうか。成果指標は「A」となっているが。

○給食課長兼庶務係長

はい。この項目につきましては、ノロウイルスの検便検査は、健康保菌者がいると言われておりまして、何の症状もないのに10人に1人ぐらいの割合で陽性者がでると言われております。そういうこともあって、数年前から実施しているノロウイルスの検便検査においても、毎年1～2名が健康保菌者となっておりますが、令和3年度の検査においては、全ての職員が陰性であったことから、日頃の食生活からしっかり管理でき、給食調理員としての責任を十分に自覚している産物だと考え、「A」としております。

○教育長

健康でも保菌している方がおられる。検査をすれば陽性になる。健康保菌者でも給食を作るうえでは望ましい状況ではないということか。

○給食課長兼庶務係長

はい。望ましい状況ではありません。

○教育長

食中毒に繋がるのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。繋がります。

○教育長

健康で保菌がないようにしようとすれば、具体的にどのようなことに気をつけているのか。

○給食課長兼庶務係長

食事について、指導しております。具体的には、調理員に対して、生ガキを一切口にしないように指導しております。また、併せて、食中毒菌の危険性がある生肉、生卵についても口にしないように指導しており、1万人の子ども達の命を預かっているという責任を十分に自覚するように研修しております。

なお、万が一、健康保菌者がいた場合でも食中毒を発生させない衛生管理体制の構築を図っております。

○教育長

よろしいでしょうか。食中毒の発生事案も0件ということで、ほぼ聞いてないですね。

○給食課長兼庶務係長

はい。この給食センター設立以来、一度もございません。

○教育長

全国的にはどの位、発生しているのか。

○給食課長兼庶務係長

全国的には、毎年5～6件の学校給食における食中毒事案が発生しております。

○教育長

よろしいでしょうか。8ページの異物混入で、何かお気づきになった点等ございますでしょうか。

○教育長

私の感覚では、年々減少もしており、給食センターはとても一生懸命やっているとと思います。点検・評価の最後に記載のある異物混入は学校で発生することもあり、それぞれの分野で努力することが必要とあるが、学校との連携はどうしているのか。

○給食課長兼庶務係長

学校との連携につきましては、事象事象によりどっちが混入場所やねんなど難しいところもありますが、給食センターとしましては、給食センターから食缶を送り出す迄は必ず大丈夫ですと自信を持って言えるように、髪の毛等の混入があった場合に、それが給食センターで混入したものか、若しくは学校で混入したものかを判断する一つの材料として、カタラーゼ試験を採り入れました。これは、簡単に言いますと髪の毛にオキシドールを吹きかけ、泡がブクブクと出ましたら未加熱のもの、泡が出なければ加熱されたものとなる酵素の反応を用いたものでございます。もし、給食に髪の毛の混入があった時に、それが未加熱のものとなりますと少なくとも給食の調理工程においては、混入の可能性が極めて低いということになりますので、そういった場合には、学校に状況を説明し、学校でも気をつけてくださいねというような連携を図っております。

○教育長

学校で混入が多いのは髪の毛か。

○給食課長兼庶務係長

はい。髪の毛とコロナのことで窓を開けて換気をされていることもあって、小さな虫となっています。

○教育長

よろしいでしょうか。9ページで、何かお気づきになった点等ございますでしょうか。

○教育長

研修はコロナ禍でも予定通り実施できていましたか。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和2年度は初めてのことで、もの凄く苦勞しましたが、令和3年度は、十分な感染防止対策を実施しながら、すべての研修を行っております。また、特に最近は若手の調理員が自ら集まって、意見交換をしているというような好循環な環境が生まれていると感じております。

○教育長

研修内容については、定番のオーソドックスな内容ですか。

○給食課長兼庶務係長

そうです。手洗いやアレルギー対応のことなど、基本的なことを繰り返し研修することで、知識の定着を図っております。

○教育長

先ほど、若手の調理員が集まって意見交換をしているという話があったが、具体的にどのような意見がでて、

何かに活かしたという事例はあるか。

○給食課長兼庶務係長

はい。第1センターと第2センターの二つのセンターがありますので、例えば、カレーを作るにしましても、同じ材料で同じ作業工程で作るのですが、出来上がりの味は若干違ってまいります。それをそれぞれのセンターの調理員が食べ比べをして、こっちの方がよかったな。次回をこっちに似せるには、どこをどう工夫すればいいのかななどの話し合いをしております。

また、毎日の献立で、納得がいく味になった時には、ここがよかった。納得がいかない場合には、次はここをこう改善しようなどのコメントを書かせております。それを両センターの調理員が共有し、調理業務に役立てております。

○教育長

よろしいでしょうか。それでは、次の第2節の説明をお願いします。

○給食課長代理

先ほどの続きの10ページからご説明させていただきます。

10ページ、節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1)「食育の取組」、施策名1「食に関する研修の充実」では、令和3年度実績としまして、まず「保護者との連携」ですが、食育を進めることは非常に重要でありますことから、給食センター見学の受け入れを慎重に再開いたしました。しかしながら、見学後の給食試食時にはマスクを外しての会食となりますので、感染防止対策を講ずることが困難であり、見学のみの実施に限定いたしました。申し込みはありませんでした。「教職員との連携」としましては、給食主任会についても最大限の感染防止対策を実施することで、慎重に活動を再開する計画となっておりましたが、緊急事態宣言等の発令に伴い、開催回数等を変更せざるを得ませんでした。点検及び評価としまして、直接保護者に食に関する啓発を行えませんでした。給食だより等を活用して、間接的ではありますが、自ら料理に挑戦できるレシピを掲載するなど家庭への啓発を図ることができました。給食主任

会では、初めて小学校と中学校の給食主任会を合同で開催し、それぞれの立場における課題を共有するなど、新しい取組を行うことができました。今後もよりよい開催方法を模索し、給食の充実・発展に取り組んでまいります。

続きまして11ページ・12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、令和3年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申し込みを受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施し、小学校5年生対象の朝食指導は全校で実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を令和3年度と令和4年度第1学期の給食献立として採用することを決定いたしました。点検及び評価としましては、食に関する指導は、児童生徒が健康に生活していくためには非常に重要となりますので、感染拡大防止対策を徹底しながら、推進していきたいと考えております。また、朝食指導を全校で実施するように復活できたことは、食育を進めるうえで、非常によかったと考えております。

続きまして13ページの施策名3「献立の年間計画」では、令和3年度実績としまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画」を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。残菜調査につきましては、感染リスクをできる限り低減することがより重要であることから、令和2年度に引き続き実施を見送りました。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施した「ブックメニュー」は、給食と本に興味を持ってもらえる良い機会となっており、学校司書とも連携し、校内の図書室で特集を組んでいただいたり、人気の本を教えていただいたりしながら、成果をあげることができました。また、今年度より、毎月1回、食物アレルギーの原因となる食材をなるべく使わずに工夫した献立である「スマイル献立」を実施し、ひとりでも多くの子ども達にみんなと一緒に給食を食べてもらえる機会を提供できておりますので、今後も続けてまいります。なお、残菜調査につきましては、子ども達の喫食状況を把握することはとても大切なことですので、すべての子ども達が必要な栄養量の給食を食べることができるように、可能であればいち早く再開してまいります。

続きまして15ページの施策名4「地場産物の活用の推進」につきましては、自分達が住む地域で採れる食べ物を知り、興味を持つことで、地域に親しみを持ち、地域に対する関心や理解を深めてもらいたいとの想いから、積極的に地場産物の活用を進めております。なお、今年度初めての取組としましては、藤井寺産

の「藤れんこん」や柏原産を含む中河内産の「地場米」を給食献立に採り入れました。点検及び評価としまして、学校給食法の改正により、学校給食において地場産物の活用に努めることが規定されておりますので、より一層の給食の充実を図るため、積極的にアピールを続け、今後も予算の拡充に努めてまいります。また、地場産物の活用は「SDGs」の課題とも深く結びつきがあることも併せて発信することで、未来の子ども達や地球のためにできることを考えるきっかけにしていきたいと考えております。

次に、16ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組」でございますが、令和2年12月に策定いたしました学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを令和3年8月に一部改訂し、令和4年度からえび及びナッツ類を給食で使用しないことと乳成分を含まないパンを提供することを明記いたしました。点検及び評価としまして、これらのマニュアル改訂によりまして、ひとりでも多くの子ども達に1回でも多く、みんなと同じ給食を喫食してもらえる機会を提供できることになると考えております。また、これらの対応状況は必要に応じて、今後も改訂していきたいと考えております。なお、除去食や代替食を調理するためには、施設設備の整備が不可欠であると考えております。

続きまして17ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、食物アレルギーを有する児童生徒については、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による三者面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を学校を通じて、該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和3年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。また、給食用物資の原材料情報を令和3年度から給食組合のホームページで公開しております。点検及び評価としまして、食物アレルギーの原因食品は、児童生徒により違い、また多岐に渡りますが、同対応マニュアルにおいて、給食で使用しない食品を明瞭化したことによりまして、相談件数が10件以上減少しております。今後もできるだけ多くの児童生徒がみんなと同じ給食を安心して喫食できるよう工夫していきます。節名称

(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」については、以上でございます。

○教育長

節名称（２）「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、説明がありました。先ほどと同じような流れでいきたいと思います。戻っていただきまして、10ページでお気づきの点やご意見があればよろしくお願ひします。

○教育長

保護者の給食センター見学はなかったのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和3年度は受け入れを再開しておりましたが、コロナ禍ということもあり、結果的に申し込みはありませんでした。今年度の令和4年度につきましては、見学に来られております。見学のみで試食はありませんが、見学に来られた保護者の方からは、実際に調理しているところを見て本当によかったとの声をいただきました。今年度中にもう一度来たいとも仰っておられたと学校を通じてお聞きしております。

○教育長

これは試食がないから来ないということか。

○給食課長兼庶務係長

そうですね。そういうことがあるのかもしれない。

給食センターとしましては、第6波の後、一時的に感染者数が落ち着いた時には25名程度でしたら、この部屋でも感染防止対策をしながら、試食をしていただけるのではないかと考えておりましたが、その折に第7波がきてしまいました。現在の状況では、また難しい状況になっておりますので、今後も感染状況を見極めながら、学校とも相談していきたいと考えております。本来は、食べていただく方がより給食のことを解っていただけると思っておりますが、非常に悩ましい状況でございます。

○教育長

給食センターとしては、見学に来てほしいよね。

○給食課長兼庶務係長

はい。来ていただきたいです。

○教育長

その狙いは。

○給食課長兼庶務係長

実際に見ていただくことで、衛生管理のことも解っていただけますし、どのように給食を作っているのかなどをご家庭で子ども達にお話ししていただけることもあり、実態として残さいが減る効果があると思っております。見学に来られた保護者の方には、給食センターの衛生管理の状況や使用している食材の産地、必要な栄養量のことなどについて、お話をさせていただきますので、お家でも保護者の方を通じて、子ども達に食育を行っていただいているように伺っております。

また、小学校の1年生も毎年見学に来ますが、実際に自分の目で調理風景を見て視覚に訴えることで、残さず食べようという気持ちが芽生えているようです。配布物等でも食育を行っておりますが、感覚的にはやっぱり実際に見ていただくことが一番効果的であると感じております。

○教育長

保護者が来ることで残さいは減るのか。

○給食課長兼庶務係長

はい。見学に来ていただいた保護者の方には、私から当給食センターでの残さい状況や全国平均の残さい状況等について、お話をさせていただきます。そのなかで、全部食べれば栄養になりますが、残してしまうとゴミになるというような話もし、できる限り、残さず食べていただけるようにご家庭でも子ども達に伝え

てくださいとお話をしておりますので、見学に来ていただいた学校は、残さいが減る要素があると思っております。

○教育長

見学の25名程度とは。

○給食課長兼庶務係長

コロナ以前には、大きい学校では50名程度が見学に来られることもありましたが、この部屋に50名が入られて給食を食べるということになると、感染防止対策をとることが難しく、感染リスクが高まります。状況にもよりますが、25名程度なら何とか対策をとりながら、食べていただけるのではないかと第7波前には考えておりました。

○教育長

点検・評価の最後、給食主任会は小学校と中学校合同で開催するなど新しい取組とあるが。

○給食課長兼庶務係長

はい。元々、中学校給食が開始される時には、小学校はベテランであり、それぞれに別の課題があるよねということで、小学校の給食主任会と中学校の給食主任会で別々のテーマを協議しておりました。しかしながら、小学校と中学校の9年間を一つの義務教育として捉えた場合には、それぞれの立場における課題を共有していただくことが大切であると思いましたので、初めての試みとして実施させていただきました。とても好評でしたので、できるならば小学校、中学校合同で、藤井寺市、柏原市も合同で実施したいと考えておりますが、そうしますと一度に25校の先生方にお集まりいただくこととなりますので、感染状況を見ながら理想を追いきたいと思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。11ページ、12ページで、何かお気づきになった点等ございますでしょうか。
食育関係の点検・評価がずっと続いていきますが、13ページ、14ページはいかかでしょうか。

○教育長

いつもユニークな取組をしていただいておりますが、残さい調査だけがいつも議論になりますね。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和2年度、令和3年度については、コロナ禍で実施を見送りました。実態としましては、昨年度のこの会議のなかでも、子ども達の栄養摂取状況を把握するため、一刻も早く再開をしていただきたいのご意見を頂戴しましたので、令和4年度から再開しております。

○教育長

ブランクがあったから、再開してみて、何か変わったなど思うことは。

○給食課長兼庶務係長

調査結果がまだ4カ月しかありませんので、分析が乏しいですが、数字だけを見ますとコロナ以前より残さいが多いです。これは最初の配り方なのか、おかわりの時間制限なのか、全員一律に配膳して残す子は残さないという影響もあるのか等、少しでも感染リスクを減らすコロナ禍の取組における要因があると思っております。

○教育長

残さいはどれくらい。

○給食課長兼庶務係長

約14%です。

○教育長

14%は多い。

○給食課長兼庶務係長

平成26年度に環境省が発表した全国平均が、約6.9%となっております。学校給食では、一般的に10%以下であれば比較的良好に食べている数字であると言われております。この14%はもの凄く可能性のある数字だと考えておまして、よく食べる献立の残さいは2~3%であり、もの凄く残る献立は40~50%程の残さいがありますので、これが割合を引き上げていることから、その献立が改善できれば、残さいは10%に近づく可能性を秘めていると考えております。

○教育長

凄く残る献立は。

○給食課長兼庶務係長

野菜でございます。子ども達に人気のカレーや唐揚げであれば、ほぼ完食ですが、教育的な役割を担っている学校給食ですので、子ども達の好きなものばかりを提供するわけにはいきません。野菜の煮物や煮浸し、お浸し、酢の物などが残ります。特に酢の物がもの凄く残っています。

○教育長

その辺、栄養士さんはどういう感覚でいるのか。

○給食課長兼庶務係長

私が栄養士に話をしておりますのは、学校給食ですので、野菜を減らしたり酢の物を止めるのではなく、野菜にはこんなに栄養があるよとか、酢の物にはこんなにいい効果があるから、好き嫌いせずに一口でも多

く食べようねというような食に関する指導をしていこうということです。献立を立てるだけが、栄養士の役割ではありませんので、まさに栄養教諭の腕の見せ所であると思っております。

○教育長

残さいから見えてくるものって、沢山あるんやね。

○給食課長兼庶務係長

はい。ございます。

○教育長

単純に食べたか食べてないかだけでなく、食育の課題がそこに現れてくるので続けていきましょう。

よろしいでしょうか。次の15ページ、地場産物の項目はいかかでしょうか。

○教育長

この項目についても、昨年度に眞木先生から第4次食育推進計画の話がでていました。学校給食における使用食材の割合が品目ベースから金額ベースに変更になったことや、地方都市と違い大阪や東京では地場産物の使用が難しいというような話だったと思います。

○給食課長兼庶務係長

はい。地場産物の使用割合は、例年、東京に次いで下から2番目でしたが、令和3年度は東京に抜かれ最下位となっております。都市と地方では一概には比較できませんが、そんな中でも令和3年度に初めて藤井寺産の「藤れんこん」を使用したり、柏原産を含む中河内産の「地場米」を使用しております。毎年毎年、一つでも二つでも何か新しい取組ができればと知恵を絞っております。令和4年度の9月につきましても柏原産のデラウェアを使用した「ぶどうゼリー」を初めて提供することになっております。

○教育長

地場産調達に要する費用は、公費負担ですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。ごく一部ですが公費負担しております。金額にしますと、125万円程度です。この点につきましても、評価員の眞木先生からは、積極的に地場産物の活用を図っていただきたいとのご意見をいただいておりますので、予算の拡充や新たな地場産物の採用に向け、アピールを続けていきたいと考えております。

○教育長

もう一つ、第4次食育推進計画で栄養教諭による地場産物にかかる食に関する指導の取組回数の話もありましたが、これは難しいよね。

○給食課長兼庶務係長

はい。かなり難しいです。これについては、月に平均9.1回の取組を12回以上に増やすものですが、国が定めた栄養教諭の配置基準があり、両市で4名しか配置されておられません。この4名で25校をそれぞれ12回以上取組のは不可能に近いと考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。今までの食育関係で何かございますでしょうか。

16ページ、17ページのアレルギー関係はいかかでしょうか。

○教育長

年々、食物アレルギーの人数が増えているということでもいいですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。児童生徒数は年々減少しておりますが、食物アレルギーを有する児童生徒は増えております。そんな中でも、令和3年8月に食物アレルギー対応マニュアルを改訂し、令和4年度から近隣市に先駆けて乳成分を含まないパンを提供することを決定したわけですが、この点については非常によかったと考えております。乳アレルギーを有しておられる子ども達の保護者の方に大変喜んでいただいております。

○教育長

昨年度の眞木先生の意見に子ども達の視点に立ったアレルギー対応とあるが、子どもの気持ちという視点では。

○給食課長兼庶務係長

はい。今仰った視点で言いますと、同じパンの事例にはなりますが、ある学校の乳アレルギーを有している児童が令和4年度から乳成分を含まないパンが提供されることを知って、校長室にみんなと同じパンが食べられるようになるから凄く嬉しいと報告に来てくれたとのエピソードをお聞きしております。

○教育長

凄くいい話やと思います。でも、このアレルギーの問題だけは、成果指標がずっと「B」やね。

○給食課長兼庶務係長

そうですね。食物アレルギー対応の最終形は、除去食、代替食だと考えております。

○教育長

施設設備上の課題が致命傷ではあるが、それでも何かできること、喜んでもらえることに少しずつでも取り組んでいてもらいたいと思います。

アレルギー関係、よろしいでしょうか。それでは、次の第3節の説明をお願いします。

○給食課長代理

それでは先ほどの続きで、18ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、令和3年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越額は下表のとおりとなっております。また、令和4年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、令和3年度末の滞納繰越額は、令和2年度末の滞納繰越額と比較して、131,505円増加しております。令和3年度も柏原市が令和2年度と同様に3カ月間の給食費無償化を実施したにもかかわらず増加しており、もし、無償化が実施されていなければ、滞納額がより増加していたと考えられるため、滞納抑制の取組はより一層必要であると思っておりますので、各学校とも連携しながら取組を進めてまいります。

続きまして19ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、令和3年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。点検及び評価としまして、令和2年度と比較して滞納保護者の人数は減少しておりますが、1家庭あたりの滞納額が大幅に増加するなど、全体としての滞納額は増加しておりますので、催告等の通知に対して無反応な保護者には電話や自宅訪問の実施継続が必要であると考えております。また、関係団体等と協議を行い、給食費の公会計化の検討を進めていかなければならないと考えておりますが、一般的に公会計に移行すると滞納額が大幅に増えるといわれており、課題は非常に多いと考えております。

続きまして20ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、令和3年度実績としましては、度重なる催告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかった1世帯につきまして、簡易裁判所に「支払督促の申立」を行う旨の通告を実施しました。これらの過程で保護者からアクションがありましたので、法的措置は皆無となりました。点検及び評価としまして、これまでまったく無反応であった保護者から回収できたことは大変大きな成果ですので、今後も効果的な自宅訪問を続けていきます。また、令和4年度の法的措置の対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助を受給し

ている保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和3年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。なお、累積し続ける滞納額は、全額回収することを大原則として、回収に努めておりますが、徴収努力をし尽してもなお徴収できる見込みがない場合には、今後の適正な債権管理を妨げる要因ともなりかねませんので、最終的には債権を放棄することも考えていかなければなりません。給食会会計は保護者負担の給食費のみで運営されており、自主財源がありませんので、両市からの公費負担で補うこととなります。また、たとえ債権を放棄するにしましても、経済的に非常に困窮している世帯もあれば、支払い能力がありながら支払っていただけない世帯もあるなど、様々な事情で滞納されている保護者がおられますので、これを一手に取り扱うことについての可否など、非常に難しい問題であると考えております。節名称(3)「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。

○教育長

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」に関して、説明がありました。何かご質問等あればよろしく願います。

○教育長

昨年度は、一時的な要因によって、滞納額が減少したけれど、今年度は増えたよね。

○給食課長兼庶務係長

はい。増えております。点検・評価にも記載しておりますが、滞納している保護者の人数は減少していますが、1家庭あたりの滞納額が大幅に増えたなという実感です。多い方ですと1家庭で4名が小学校、中学校に在籍しておられます。その方が滞納者となりますと、1年間で16万円以上の滞納額が発生しますので、そのような認識となっております。

○教育長

それはコロナの影響なのか。

○給食課長兼庶務係長

8月に実際に自宅訪問に伺い、お家の状況や生活状況を確認しております。お仕事の状況や資産の状況が定かではありませんが、コロナの影響はなく、支払い能力はあると思っております。

○教育長

昨年度も給食費の公会計化の話があったが。

○給食課長兼庶務係長

はい。文科省からは給食費を公会計化するようこの通知がきておりますが、公会計化の実施率は全国平均で約26%に留まっております。大阪府の43市町村だけで見ますと、9市町が公会計となっており、約20%となっております。

一番大きな課題としましては、公会計化を導入すると爆発的に滞納額が増えると言われております。今は学校と保護者の繋がり、顔と顔が見られる関係で給食費を払っておられますが、公会計化しますと地方公共団体と保護者との関係となり、関係が希薄になるからです。

○教育長

公会計化によって、滞納額が増えるという根拠はありますか。

○給食課長兼庶務係長

はい。北摂の方の市では滞納額が3倍にまで膨れ上がったとの議会答弁の議事録を確認しております。

公会計化する主な目的は、お金の流れを公にすることと、教職員の負担軽減ということになっております。当組合教委では公会計化は実施しておりませんが、給食費の徴収管理にかかることを滞納4カ月経過後に移管できるとしておりますので、少しは教職員の負担軽減策が講じられているものと考えております。

○教育長

滞納問題、よろしいでしょうか。少し議論を長くさせていただき、説明も沢山求めましたが、これをもって、点検・評価の件を終わりたいと思います。それでは、この報告書(案)に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので、次回11月29日に開催予定の教育委員会会議で、眞木評価員のご意見をいただくということで進めさせていただきます。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。それでは、続いて「(3) その他報告事項」の「学校給食費の滞納対策について」事務局、説明をお願いします。

○給食係長

それでは学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。資料5-①、給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。

滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校においては滞納保護者に対して、納付を求める努力をされておられます。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が給食会の事務局となって回収に努めております。表のいちばん下段の網掛け部分となりますが、令和4年度7月末時点の滞納繰越額は、令和3年度末の380万2,811円から5万9,942円増加して386万2,753円となっております。これらのことから、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。大変難しい問題ではございますが、学校給食費の滞納対策を継続し、少しでも滞納給食費が回収できるよう、粘り強く取り組んでいくことが肝要であると考えております。

続きまして、資料5-②、令和4年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）についてをご覧ください。

今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、令和2年度及び令和3年度と同基準で実施をできればと考えております。なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりますことから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。また、法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと。現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと。また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。

なお、令和3年度の法的措置の実施につきましても、再三再四の自宅訪問を重ね、コンタクトを試みた結果、すべての保護者の方からアクションがありましたので、支払督促申立による法的措置は皆無となっておりますが、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進めたいと考えております。

また、今年度も法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、何とか話し合いの場を設けられるよう、8月上旬より自宅訪問を重ねると共に、生活状況などの確認も実施しております。今後におきましても、非常に効果が大きい自宅訪問を継続し、学校とも密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。学校給食費の滞納対策については、以上でございます。

○教育長

この件につきまして、ご質問等があればよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

○委員一同

「はい」の発言

○教育長

ありがとうございました。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって令和4年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午後3時43分